

移住支援金支給条件詳細

移住支援金事業における移住支援金支給対象者は、下記1の「移住者に関する要件」を満たし、かつ、2の「就業に関する要件」又は3の「起業に関する要件」を満たす者とする。

また、世帯向けの移住支援金の申請に当たっては、移住支援金支給対象者が上記要件を満たしたうえで、4の「2人以上の世帯の場合の移住支援金の申請に関する要件」を満たしていることとする。

1 移住者に関する要件（以下の①～③の要件を全て満たしていること）

<p>①【移住元】に関する要件（以下のア・イの要件を全て満たしていること）※1</p> <p>ア 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域※以外の地域に在住し、東京23区への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。 ※条件不利地域とは、次のa～eのいずれかの対象地域・指定地域を有する市町村のうち、政令市を除いた市町村を「条件不利地域」とする。a. 過疎地域自立促進特別措置法（一部過疎を含む）、b. 山村振興法、c. 離島振興法、d. 半島振興法、e. 小笠原諸島振興開発特別措置法</p> <p>イ 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）</p>
<p>②【移住先】に関する要件について（以下のア～ウの要件を全て満たしていること）※2</p> <p>ア 香川県の移住支援金事業の実施市町（高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、土庄町、小豆島町、三木町、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町）に転入したこと。</p> <p>イ 移住支援金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。</p> <p>ウ 転入先の市町に移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。</p>
<p>③ その他の要件について（ア～オの要件を全て満たしていること）</p> <p>ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。</p> <p>イ 日本人である又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。</p> <p>ウ 移住支援事業対象者が交付申請時に納付すべき納期限の到来した香川県税及び移住支援金支給市町の税を完納していること。</p> <p>エ 補助対象者を含む全ての世帯員が、香川県移住促進・民間賃貸住宅借上げ料等支援事業補助金を間接補助金として受給していないこと。（令和2年4月1日から適用）</p> <p>オ その他、香川県又は市町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。</p>

※1 各市町要綱の施行の日以後に移住した者について適用し、同日前に移住した者は、従前の例による

※2 土庄町及び小豆島町への申請については、Uターン移住者のみが対象（I・Jターンは対象外）

◎ 移住支援金額は単身60万円、世帯100万円とするが、高松市の補助額等については下記のとおりとする。

		世帯の場合	単身の場合
基本額（引越、引っ越しに伴う移動、宿泊に係る経費）		80万円	50万円
加算額 (※1)	高松市立地適正化計画に定める居住誘導区域内へ居住	10万円	5万円
	子育て世帯又は新婚世帯	5万円	—
	自治会に加入（地域コミュニティ活動への参加 ※2）	2万5千円	2万5千円
	たかまつ移住応援隊に登録	2万5千円	2万5千円

※1 各要件に基準があるため、詳細は高松市移住ナビを閲覧するか、高松市政策課移住・定住促進室に問い合わせること（TEL:087-839-2143）

※2 自治会への加入が困難な場合に限る。

2 就業に関する要件（以下の①～②の要件を全て満たしていること）

①【就業先】に関する要件について（ア～ウの要件を全て満たしていること）	
ア	勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
イ	都道府県が移住支援事業の対象とする就業先として j o b ナビかがわに掲載している求人であること。
ウ	就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人でないこと。
②【就業条件等】に関する事項について（ア～エの要件を全て満たしていること）	
ア	週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
イ	上記求人への応募日が、j o b ナビかがわに移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
ウ	当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
エ	転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

3 起業に関する要件（以下の要件を満たしていること）

移住支援金申請までの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を受けていること。

4 2人以上の世帯の場合の移住支援金の申請に関する要件（以下の①～④の要件を全て満たしていること）

① 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
② 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
③ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
④ 申請者を含む全ての世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

5 移住支援金の返還について

以下の①～④いずれかの要件に該当する者は、移住支援金の交付決定を取り消し、返還を求める。

ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、香川県及び移住支援金支給市町が認めた場合はこの限りではない。

① 移住支援金の申請日から5年以内に、移住支援金を受給した市町から転出した場合。 移住支援金を受給した市町から転出する場合であっても、下記ア又はイの場合については、返還の対象から除外する。
ア 他の市区町村に転出する場合であっても、一定期間の研修等の場合で、就業先により発行された、「他の市区町村に転出する期間が1年以内であること」、「転出した者は、転出先で活動した後、転出前の就業先で勤務する予定であること」を証する書類を提出した場合には、返還請求を行う必要はないものとする。
イ 香川県内市町への転出は返還対象から除外する（高松市及び三木町で移住支援金を受給した者を除く）。
② 移住支援金の申請日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞した場合。
③ 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合。
④ 虚偽の申請であることや居住や就業・起業の実態がないこと等が明らかとなった場合。

6 返還金額について

全額の返還を要する	虚偽の申請等が明らかとなった場合 移住支援金の申請日から3年未満で転出した場合 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合
半額分の返還を要する	移住支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合